

1 新潟市小須戸地区ふれあい会館

改正後（案）					現行				
区分	使用料の額（円）				区分	使用料の額（円）			
	午前	午後	夜間	1日		午前	午後	夜間	1日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
多目的ホール	1,410	2,350	2,820	6,580	多目的ホール	3,000	5,000	6,000	14,000
研修室 和室	470	710	940	2,120	研修室 和室	1,000	1,500	2,000	4,500
調理実習室	710	940	1,410	3,060	調理実習室	1,500	2,000	3,000	6,500
多目的ホール(暖房料)	1,410	1,880	1,410	4,700	多目的ホール(暖房料)	3,000	4,000	3,000	10,000

2 新潟市新津地区勤労青少年ホーム

改正後（案）					現行				
区分	使用料の額（円）				区分	使用料の額（円）			
	午前 (午前10時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	1日 (午前10時から午後9時まで)		午前 (午前10時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後9時まで)	1日 (午前10時から午後9時まで)
体育館(全面)	360	700	800	1,860	体育館(全面)	800	1,600	1,800	4,200
体育館(半面) 集会室 音楽室 グループ室 講習室	180	350	400	930	体育館(半面) 集会室 音楽室 グループ室 講習室	400	800	900	2,100
料理講習室	260	530	660	1,450	料理講習室	600	1,200	1,500	3,300

3-1 新潟市秋葉区総合体育館

改正後（案）				現行					
1 個人利用（体育館、体育室、トレーニング室）				1 個人利用（体育館、体育室、トレーニング室）					
利用者	区分	単位	使用料の額（円）	利用者	区分	単位	使用料の額（円）		
小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	130	小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	100		
	回数券	11枚	1,300		回数券	11枚	1,000		
		定期券	1か月			1,300	定期券	1か月	1,000
			3か月			3,120		3か月	2,400
			6か月			4,680		6か月	3,600
12か月	6,760	12か月	5,200						
上に掲げる者以外の 者（未就学児を除く。）	普通券	1回	310	上に掲げる者以外の 者（未就学児を除く。）	普通券	1回	250		
	回数券	11枚	3,100		回数券	11枚	2,500		
		定期券	1か月			3,100	定期券	1か月	2,500
			3か月			7,440		3か月	6,000
			6か月			11,160		6か月	9,000
12か月	16,120	12か月	13,000						
2 専用利用及び附属設備				2 専用利用及び附属設備					
ア 専用利用				ア 専用利用					
室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）	室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	5,450	大体育室	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,500
			入場料を徴収する場合	10,900				入場料を徴収する場合	9,000

改正後（案）					現行				
	及び練習の利用	営利又は営業を目的とする場合	—	70,850		及び練習の利用	営利又は営業を目的とする場合	—	58,500
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	21,800		上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	18,000
			入場料を徴収する場合	43,600				入場料を徴収する場合	36,000
		営利又は営業を目的とする場合	—	70,850			営利又は営業を目的とする場合	—	58,500
多目的ルーム	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610	多目的ルーム	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	500
			入場料を徴収する場合	1,220					入場料を徴収する場合
		営利又は営業を目的とする場合	—	7,930				営利又は営業を目的とする場合	—
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440		上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,000
			入場料を徴収する場合	4,880				入場料を徴収する場合	4,000
		営利又は営業を目的とする場合	—	7,930			営利又は営業を目的とする場合	—	6,500

改正後（案）				現行			
イ 附属設備				イ 附属設備			
種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)	種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
会議室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	370	会議室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	300
		冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	730			冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	600
研修室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	370	研修室	—	冷暖房設備を利用しない場合 1時間につき	300
		冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	730			冷暖房設備を利用する場合 1時間につき	600
冷暖房（大体育室）	—	1時間につき	5,810	冷暖房（大体育室）	—	1時間につき	4,800
冷暖房（多目的ルーム）	—	1時間につき	430	冷暖房（多目的ルーム）	—	1時間につき	350
照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,820	照明設備（大体育室）	全点灯	1時間につき	1,500
電光得点板	一式	1時間につき	370	電光得点板	一式	1時間につき	300
放送設備	一式	1時間につき	730	放送設備	一式	1時間につき	600
ロッカー	—	1回につき	20	ロッカー	—	1回につき	20

3-2 新潟市新津地域学園体育施設

改正後（案）				現行			
1 個人利用（弓道場及び相撲場）				1 個人利用（弓道場及び相撲場）			
利用者	区分	単位	使用料の額（円）	利用者	区分	単位	使用料の額（円）
小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	130	小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	100
	回数券	11枚	1,300		回数券	11枚	1,000
	定期券	1か月	1,300		定期券	1か月	1,000
		3か月	3,120			3か月	2,400
		6か月	4,680			6か月	3,600
12か月	6,760	12か月	5,200				
上に掲げる者以外の 者（未就学児を除く。）	普通券	1回	310	上に掲げる者以外の 者（未就学児を除く。）	普通券	1回	250
	回数券	11枚	3,100		回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	3,100		定期券	1か月	2,500
		3か月	7,440			3か月	6,000
		6か月	11,160			6か月	9,000
12か月	16,120	12か月	13,000				
2 専用利用				2 専用利用			
ア 体育館				ア 体育館			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	500
	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収	1,220		営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収	1,000

改正後（案）				現行				
		する場合				する場合		
		営利又は営業を目的とする場合	—	7,930		営利又は営業を目的とする場合	—	6,500
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440	2,000	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,000	
		入場料を徴収する場合	4,880			入場料を徴収する場合	4,000	
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930	6,500				

イ 相撲場及び弓道場

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
相撲場	スポーツ、 体育及びレクリエーションの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610
			入場料を徴収する場合	1,220
	営利又は営業を目的とする場合	—	7,930	
弓道	近的	スポーツ、 体育及びレ	営利又は営業を目的としない場合	970

イ 相撲場及び弓道場

室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
相撲場	スポーツ、 体育及びレクリエーションの催物 及び練習の 利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	500
			入場料を徴収する場合	1,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,500	
弓道	近的	スポーツ、 体育及びレ	営利又は営業を目的としない場合	800

改正後（案）						現行					
場	場	クリエイションの催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収する場合	1,940	場	場	クリエイションの催物及び練習の利用	しない場合	入場料を徴収する場合	1,600
			営利又は営業を目的とする場合	—	12,610				営利又は営業を目的とする場合	—	10,400
	遠的場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	610	遠的場	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	500	
			しない場合	入場料を徴収する場合	1,220			しない場合	入場料を徴収する場合	1,000	
			営利又は営業を目的とする場合	—	7,930			営利又は営業を目的とする場合	—	6,500	
	ウ 庭球場						ウ 庭球場				
利用目的		入場料の徴収の有無		使用料の額（1面1時間につき）（円）		利用目的		入場料の徴収の有無		使用料の額（1面1時間につき）（円）	
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用		営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	970	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用		営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	800		
		しない場合	入場料を徴収する場合	1,940			しない場合	入場料を徴収する場合	1,600		
		営利又は営業を目的とする場合	—	12,610			営利又は営業を目的とする場合	—	10,400		

改正後（案）				現行			
3 附属設備				3 附属設備			
種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)	種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明設備	1 面	1 時間につき	250	照明設備	1 面	1 時間につき	200

3-3 新潟市新津B&G海洋センター

改正後（案）					現行				
1 専用利用					1 専用利用				
室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)	室名	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	850	体育室	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	700
			入場料を徴収 する場合	1,700				入場料を徴収 する場合	1,400
		営利又は営 業を目的と する場合	—	11,050			営利又は営 業を目的と する場合	—	9,100
	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	3,400	上に掲げる もの以外の 各種の行事 及び集会の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	2,800	
			入場料を徴収 する場合	6,800			入場料を徴収 する場合	5,600	
			営利又は営 業を目的と する場合	—		11,050			営利又は営 業を目的と する場合
トレー ニング ルーム	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	610	トレー ニング ルーム	スポーツ、 体育及びレ クリエーシ ョンの催物 及び練習の 利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	500
			入場料を徴収 する場合	1,220				入場料を徴収 する場合	1,000
		営利又は営 業を目的と する場合	—	7,930			営利又は営 業を目的と する場合	—	6,500

改正後（案）					現行																																																		
	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,440		上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,000																																														
			入場料を徴収する場合	4,880				入場料を徴収する場合	4,000																																														
		営利又は営業を目的とする場合	—	7,930			営利又は営業を目的とする場合	—	6,500																																														
2 附属設備					2 附属設備																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>利用区分</th> <th colspan="2">使用料の額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>—</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">370</td> </tr> <tr> <td>暖房機（トレーニングルーム）</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">250</td> </tr> </tbody> </table>					種類	単位	利用区分	使用料の額（円）		ミーティングルーム	—	1時間につき	370		暖房機（トレーニングルーム）	1台	1時間につき	250		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>利用区分</th> <th colspan="2">使用料の額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>—</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">300</td> </tr> <tr> <td>暖房機（トレーニングルーム）</td> <td>1台</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">200</td> </tr> </tbody> </table>					種類	単位	利用区分	使用料の額（円）		ミーティングルーム	—	1時間につき	300		暖房機（トレーニングルーム）	1台	1時間につき	200																	
種類	単位	利用区分	使用料の額（円）																																																				
ミーティングルーム	—	1時間につき	370																																																				
暖房機（トレーニングルーム）	1台	1時間につき	250																																																				
種類	単位	利用区分	使用料の額（円）																																																				
ミーティングルーム	—	1時間につき	300																																																				
暖房機（トレーニングルーム）	1台	1時間につき	200																																																				
3 屋内プール及び屋外プール					3 屋内プール及び屋外プール																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th colspan="2">使用料の額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学生、中学生及び65歳以上の者</td> <td>普通券</td> <td>1回</td> <td colspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>11枚</td> <td colspan="2">1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）</td> <td>普通券</td> <td>1回</td> <td colspan="2">250</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>11枚</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> </tbody> </table>					利用者	区分	単位	使用料の額（円）		小学生、中学生及び65歳以上の者	普通券	1回	130		回数券	11枚	1,300		上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回	250		回数券	11枚	2,500		<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th colspan="2">使用料の額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学生、中学生及び65歳以上の者</td> <td>普通券</td> <td>1回</td> <td colspan="2">100</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>11枚</td> <td colspan="2">1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）</td> <td>普通券</td> <td>1回</td> <td colspan="2">200</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>11枚</td> <td colspan="2">2,000</td> </tr> </tbody> </table>					利用者	区分	単位	使用料の額（円）		小学生、中学生及び65歳以上の者	普通券	1回	100		回数券	11枚	1,000		上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回	200		回数券	11枚	2,000	
利用者	区分	単位	使用料の額（円）																																																				
小学生、中学生及び65歳以上の者	普通券	1回	130																																																				
	回数券	11枚	1,300																																																				
上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回	250																																																				
	回数券	11枚	2,500																																																				
利用者	区分	単位	使用料の額（円）																																																				
小学生、中学生及び65歳以上の者	普通券	1回	100																																																				
	回数券	11枚	1,000																																																				
上に掲げる者以外の者（未就学児を除く。）	普通券	1回	200																																																				
	回数券	11枚	2,000																																																				

3-4 新潟市小須戸体育館

改正後（案）				現行			
専用利用				専用利用			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,500
		入場料を徴収する場合	3,640			入場料を徴収する場合	3,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660	営利又は営業を目的とする場合	—	19,500	
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	6,000
		入場料を徴収する場合	14,560			入場料を徴収する場合	12,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660	営利又は営業を目的とする場合	—	19,500	

3-5 新潟市新津武道館

改正後（案）				現行			
1 個人利用				1 個人利用			
利用者	区分	単位	使用料の額（円）	利用者	区分	単位	使用料の額（円）
小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	130	小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	100
	回数券	11枚	1,300		回数券	11枚	1,000
	定期券	1か月	1,300		定期券	1か月	1,000
		3か月	3,120			3か月	2,400
		6か月	4,680			6か月	3,600
12か月	6,760	12か月	5,200				
上に掲げる者以外の 者（未就学児を除く。）	普通券	1回	310	上に掲げる者以外の 者（未就学児を除く。）	普通券	1回	250
	回数券	11枚	3,100		回数券	11枚	2,500
	定期券	1か月	3,100		定期券	1か月	2,500
		3か月	7,440			3か月	6,000
		6か月	11,160			6か月	9,000
12か月	16,120	12か月	13,000				
2 専用利用及び附属設備				2 専用利用及び附属設備			
ア 専用利用				ア 専用利用			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	670	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	550
		入場料を徴収する場合	1,340			入場料を徴収する場合	1,100

改正後（案）				現行			
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710		営利又は営業を目的とする場合	—	7,150
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,200
		入場料を徴収する場合	5,360			入場料を徴収する場合	4,400
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710		営利又は営業を目的とする場合	—	7,150
イ 附属設備				イ 附属設備			
種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)	種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
研修室	—	1時間につき	370	研修室	—	1時間につき	300
暖房機（演武場）	1台	1時間につき	250	暖房機（演武場）	1台	1時間につき	200

3-6 新潟市小須戸武道館

改正後（案）				現行					
1 個人利用				1 個人利用					
利用者	区分	単位	使用料の額（円）	利用者	区分	単位	使用料の額（円）		
小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	130	小学生、中学生及び 65歳以上の者	普通券	1回	100		
	回数券	11枚	1,300		回数券	11枚	1,000		
		定期券	1か月			1,300	定期券	1か月	1,000
			3か月			3,120		3か月	2,400
			6か月			4,680		6か月	3,600
12か月	6,760	12か月	5,200						
上に掲げる者以外の 者（未就学児を除 く。）	普通券	1回	310	上に掲げる者以外の 者（未就学児を除 く。）	普通券	1回	250		
	回数券	11枚	3,100		回数券	11枚	2,500		
		定期券	1か月			3,100	定期券	1か月	2,500
			3か月			7,440		3か月	6,000
			6か月			11,160		6か月	9,000
12か月	16,120	12か月	13,000						
2 専用利用及び附属設備				2 専用利用及び附属設備					
ア 専用利用				ア 専用利用					
利用目的	入場料の徴収 の有無	使用料の額 （1面1時間 につき）（円）		利用目的	入場料の徴収 の有無	使用料の額 （1面1時間 につき）（円）			
スポーツ、体育及び レクリエーションの 催物及び練習の利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	670	スポーツ、体育及び レクリエーションの 催物及び練習の利用	営利又は営 業を目的と しない場合	入場料を徴収 しない場合	550		
		入場料を徴収 する場合	1,340			入場料を徴収 する場合	1,100		

改正後（案）				現行			
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710		営利又は営業を目的とする場合	—	7,150
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,680	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,200
		入場料を徴収する場合	5,360			入場料を徴収する場合	4,400
	営利又は営業を目的とする場合	—	8,710		営利又は営業を目的とする場合	—	7,150
イ 附属設備				イ 附属設備			
種類		利用区分	使用料の額 (円)	種類		利用区分	使用料の額 (円)
冷暖房		1時間につき	2,420	冷暖房		1時間につき	2,000

3-7 新潟市新津金屋運動広場

改正後（案）				現行			
1 野球場 (ア) 専用利用				1 野球場 (ア) 専用利用			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,420円	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 2,000円
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収する場合	1時間につき2,420円に利用した時間数を乗じて得た額 (以下この表において「基本額」という。)に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額		入場料を徴収する場合	1時間につき2,000円に利用した時間数を乗じて得た額 (以下この表において「基本額」という。)に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額		入場料を徴収しない場合	1時間につき 26,000円	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
上に掲げるもの以外の各種	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 9,680円	上に掲げるもの以外の各種	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 8,000円

改正後（案）				現行			
の行事及び集会の利用	い場合	入場料を徴収する場合	基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額	の行事及び集会の利用	い場合	入場料を徴収する場合	基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額
	営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 31,460円		営利又は営業を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	1時間につき 26,000円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の区分に応じて計算した額又は基本額に、1日につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額を加算した額のいずれか大きい方の額
(イ) 附属設備				(イ) 附属設備			
種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)	種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
照明	—	1時間につき	4,840	照明設備	—	1時間につき	4,000
スコアボード	一式	1時間につき	250	スコアボード	一式	1時間につき	200
放送設備	一式	1時間につき	250	放送設備	一式	1時間につき	200

改正後（案）				現行			
2 多目的グラウンド（専用利用）				2 多目的グラウンド（専用利用）			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 （1時間につき）（円）	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 （1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,420	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	2,000
		入場料を徴収する場合	4,840			入場料を徴収する場合	4,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460		営利又は営業を目的とする場合	—	26,000
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	9,680	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	8,000
		入場料を徴収する場合	19,360			入場料を徴収する場合	16,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	31,460		営利又は営業を目的とする場合	—	26,000

3-8 新潟市新津東部運動広場

改正後（案）				現行			
野球場の専用利用				野球場の専用利用			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,210	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,000
		入場料を徴収する場合	2,420			入場料を徴収する場合	2,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730	営利又は営業を目的とする場合	—	13,000	
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,840	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	4,000
		入場料を徴収する場合	9,680			入場料を徴収する場合	8,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	15,730	営利又は営業を目的とする場合	—	13,000	

3-9 新潟市新津七日町運動広場

改正後（案）				現行			
1 庭球場（専用利用）				1 庭球場（専用利用）			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	490	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	400
		入場料を徴収する場合	980			入場料を徴収する場合	800
	営利又は営業を目的とする場合	—	6,370	営利又は営業を目的とする場合	—	5,200	
2 屋内ゲートボール場（専用利用）				2 屋内ゲートボール場（専用利用）			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額（1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	370	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	300
		入場料を徴収する場合	740			入場料を徴収する場合	600
	営利又は営業を目的とする場合	—	4,810	営利又は営業を目的とする場合	—	3,900	
上に掲げるもの	営利又は営業	入場料を徴収	1,480	上に掲げるもの	営利又は営業	入場料を徴収	1,200

改正後（案）				現行			
以外の各種の行事及び集会の利用	を目的としな い場合	しない場合		以外の各種の行事及び集会の利用	を目的としな い場合	しない場合	
		入場料を徴収 する場合	2,960			入場料を徴収 する場合	2,400
	営利又は営業 を目的とする 場合	—	4,810		営利又は営業 を目的とする 場合	—	3,900

3-10 新潟市小須戸運動広場

改正後（案）				現行			
1 野球場 (ア) 専用利用				1 野球場 (ア) 専用利用			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,820	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	1,500
		入場料を徴収する場合	3,640			入場料を徴収する場合	3,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660	営利又は営業を目的とする場合	—	19,500	
上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	7,280	上に掲げるもの以外の各種の行事及び集会の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	6,000
		入場料を徴収する場合	14,560			入場料を徴収する場合	12,000
	営利又は営業を目的とする場合	—	23,660	営利又は営業を目的とする場合	—	19,500	
(イ) 附属設備				(イ) 附属設備			
種類		利用区分	使用料の額 (円)	種類		利用区分	使用料の額 (円)
照明設備		1時間につき	3,030	照明設備		1時間につき	2,500

改正後（案）				現行			
2 テニスコート （ア） 専用利用				2 テニスコート （ア） 専用利用			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 （1面1時間につき）（円）	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 （1面1時間につき）（円）
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	600
		入場料を徴収する場合	1,460			入場料を徴収する場合	1,200
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490		営利又は営業を目的とする場合	—	7,800
（イ） 附属設備				（イ） 附属設備			
種類	単位	利用区分	使用料の額 （円）	種類	単位	利用区分	使用料の額 （円）
照明設備	1面	1時間につき	970	照明設備	1面	1時間につき	800

3-11 新潟市新津東町庭球場

改正後（案）				現行			
専用利用				専用利用			
利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)	利用目的		入場料の徴収の有無	使用料の額 (1面1時間につき) (円)
スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	730	スポーツ、体育及びレクリエーションの催物及び練習の利用	営利又は営業を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	600
		入場料を徴収する場合	1,460			入場料を徴収する場合	1,200
	営利又は営業を目的とする場合	—	9,490		営利又は営業を目的とする場合	—	7,800

4 新潟市秋葉区文化会館

改正後（案）									現行								
(単位 円)									(単位 円)								
区分		施設名							区分		施設名						
		ホール	練習室 1	練習室 2	スタ ジオ	楽屋 兼会 議室 1	楽屋 兼会 議室 2	控室 兼会 議室			ホール	練習室 1	練習室 2	スタ ジオ	楽屋 兼会 議室 1	楽屋 兼会 議室 2	控室 兼会 議室
平日	午前	11,570	1,950	390	780	390	520	260	平日	午前	8,900	1,500	300	600	300	400	200
	午後	21,580	3,640	780	1,430	780	910	520		午後	16,600	2,800	600	1,100	600	700	400
	夜間	30,420	5,070	1,040	2,080	1,040	1,430	650		夜間	23,400	3,900	800	1,600	800	1,100	500
	全日	59,410	10,010	1,950	4,030	1,950	2,730	1,300		全日	45,700	7,700	1,500	3,100	1,500	2,100	1,000
日曜 日、 土曜 日及 び休 日	午前	18,460	3,120	650	1,300	650	780	390	日曜 日、 土曜 日及 び休 日	午前	14,200	2,400	500	1,000	500	600	300
	午後	29,250	4,940	1,040	1,950	1,040	1,300	650		午後	22,500	3,800	800	1,500	800	1,000	500
	夜間	38,870	6,500	1,300	2,600	1,300	1,690	910		夜間	29,900	5,000	1,000	2,000	1,000	1,300	700
	全日	79,170	13,390	2,730	5,330	2,730	3,510	1,820		全日	60,900	10,300	2,100	4,100	2,100	2,700	1,400

5 新潟市新津地域学園

改正後（案）					現行				
区分		使用料の額（円）			区分		使用料の額（円）		
		午前 (9～12時)	午後 (13～17時)	夜間 (18～22時)			午前 (9～12時)	午後 (13～17時)	夜間 (18～22時)
研修棟	音楽練習室、305	480	600	600	研修棟	音楽練習室、305	2,000	2,500	2,500
	201	600	720	720		201	2,500	3,000	3,000
	301、302、303、 401、402、403	240	310	310		301、302、303、 401、402、403	1,000	1,300	1,300
	304、502	360	430	430		304、502	1,500	1,800	1,800
	306、405、406、 503、504	430	500	500		306、405、406、 503、504	1,800	2,100	2,100
資料棟	陶芸室	240	240	240	資料棟	陶芸室	1,000	1,000	1,000

(注 302、303、401、402、403は和室)

6 新潟市老人福祉センター

改正後（案）			現行		
(1) 使用料（入館料）			(1) 使用料（入館料）		
区分		使用料の額 （1人1回につき）	区分		使用料の額 （1人1回につき）
市内に住所を有する者	60歳以上の者	無料	市内に住所を有する者	60歳以上の者	無料
	60歳未満の者			60歳未満の者	
	一般	300円		一般	250円
	小・中学生	140円		小・中学生	120円
	乳幼児	無料		乳幼児	無料
市外に住所を有する者	一般	540円	市外に住所を有する者	一般	450円
	小・中学生	140円		小・中学生	120円
	乳幼児	無料		乳幼児	無料
(2) 使用料（個室等）			(2) 使用料（個室等）		
名称	使用料の額		名称	使用料の額	
小須戸老人 福祉センター	1室	半日につき 1,000円	1室	半日につき 1,000円	
		1日につき 2,000円		1日につき 2,000円	
	備考	1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後4時30分までをいう。 2 休館日に利用する場合の使用料の額は、集会室を利用する場合にあっては1室につき2万円、個室を利用する場合にあっては1室につき1万円とする。		備考	1 半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後4時30分までをいう。 2 休館日に利用する場合の使用料の額は、集会室を利用する場合にあっては1室につき2万円、個室を利用する場合にあっては1室につき1万円とする。
(3) 使用料（60歳以上の市内に住所を有する者の入浴施設）			(3) 使用料（60歳以上の市内に住所を有する者の入浴施設）		
区分	単位	使用料の額（1人につき）	区分	単位	使用料の額（1人につき）
定期利用券による利用以外の利用	1回	120円	定期利用券による利用以外の利用	1回	100円
定期利用券	1か月	600円	定期利用券	1か月	500円
	6か月	3,600円		6か月	3,000円
	1年	6,000円		1年	5,000円

7 新潟市新津地区グリーンセンター

改正後（案）				現行			
区分	使用料の額			区分	使用料の額		
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	1日（午前9時から午後5時まで）		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後5時まで）	1日（午前9時から午後5時まで）
研修室 和室	520	1,040	1,300	研修室 和室	400	800	1,000
料理実習室 食品加工室	780	1,560	1,950	料理実習室 食品加工室	600	1,200	1,500

8 新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン

改正後（案）				現行				
区分		使用料の額（円）		区分		使用料の額（円）		
花とみどり館	多目的ホール	午前	1,300	花とみどり館	多目的ホール	午前	1,000	
		午後	1,950			午後	1,500	
		全日	3,250			全日	2,500	
常設展示場	屋内	1区画（3.33平方メートル）につき年額		常設展示場	屋内	1区画（3.33平方メートル）につき年額		
	下屋	4,550			下屋	3,500		
	屋外	1区画（12.7平方メートル）につき年額			屋外	1区画（12.7平方メートル）につき年額		
総合交流拠点施設	農産物等加工室	午前	3,900	総合交流拠点施設	農産物等加工室	午前	3,000	
		午後	6,500			午後	5,000	
		全日	10,400			全日	8,000	
	花き・花木展示直売室	全面利用する場合	全日	39,000	花き・花木展示直売室	全面利用する場合	全日	30,000
		半面利用する場合		19,500		半面利用する場合		15,000

改正後（案）				現行			
	研修室	午前	1,300		研修室	午前	1,000
		午後	1,950			午後	1,500
		全日	3,250			全日	2,500
	体験加工室	午前	2,600		体験加工室	午前	2,000
		午後	3,900			午後	3,000
		全日	6,500			全日	5,000

9 秋葉公園野外音楽堂

改正後（案）	現行				
<p>※改正後は東屋などの他の公園施設と同じ扱いとなり、一般的な利用は無料となります。</p> <p>※独占的に利用する場合には、他の公園施設と同じく都市公園条例に基づき使用料が発生します。</p>	区分	使用料の額（円）			
		昼間 (午前9時から午後5時まで)		夜間	
		4時間以内の場合	4時間を超える場合	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで
	入場料を徴収しない場合	500	1,000	500	800
入場料を徴収する場合	1,500	3,000	2,000	2,300	
	備考 「入場料を徴収する場合」とは、入場券又は有償の会員券、整理券若しくはこれらに類するものを発行して利用する場合をいう。				

10 新潟市新津鉄道資料館

改正後（案）					現行				
区分		観覧料の額（1人につき）（円）			区分		観覧料の額（1人につき）（円）		
		個人	団体	年間観覧券 （1年間につき）			個人	団体	年間観覧券 （1年間につき）
常設展示	一般	390	310	1,300	常設展示	一般	300	240	1,000
	大学生・高校生	260	200	910		大学生・高校生	200	160	700
	中学生・小学生	130	100			中学生・小学生	100	80	
区分		使用料の額（1人1回につき）（円）			区分		使用料の額（1人1回につき）（円）		
ミニSL	小学生以上の者	130			ミニSL	小学生以上の者	100		

1 1 新潟市新津美術館

改正後（案）			現行		
(1) 市民ギャラリー			(1) 市民ギャラリー		
単位	利用する面積の割合	使用料の額	単位	利用する面積の割合	使用料の額
1 週間につき	6分の1	9,200円	1 週間につき	6分の1	8,000円
	6分の2	17,250円		6分の2	15,000円
	6分の3	23,000円		6分の3	20,000円
	6分の4	28,750円		6分の4	25,000円
	6分の5	34,500円		6分の5	30,000円
	全部	40,250円		全部	35,000円
(2) 野外劇場			(2) 野外劇場		
単位	使用料の額（1時間につき）		単位	使用料の額（1時間につき）	
午前9時から午後5時まで	570円		午前9時から午後5時まで	500円	
午後5時から午後9時まで	1,150円		午後5時から午後9時まで	1,000円	

改正後（案）		現行		
(3) 展示室		(3) 展示室		
室名	使用料の額（1日につき）	室名	使用料の額（1日につき）	
展示室 1	17,250円	展示室 1	15,000円	
展示室 2	17,250円	展示室 2	15,000円	
(4) レクチャールーム		(4) レクチャールーム		
区分	使用料の額	使用料の額		
午前（午前10時から正午まで）	2,300円	1日	午前	午後
午後（午後1時から午後5時まで）	4,600円	午前10時から午後5時まで	午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで
追加（1時間あたり）	1,150円	6,000円	2,000円	4,000円